



平成 26 年 1 月 17 日
国土交通省 九州地方整備局
佐賀国道事務所

記者発表資料

平成 26 年度 災害時協力業者を募集します！！ (災害発生時における迅速な復旧に備えて)

佐賀国道事務所管内で発生した災害において、迅速な復旧を図るため、以下に示す部門について協力いただける業者の方を募集します。

(募集部門)

[工事分野]

- ◇ 一般災害部門
- ◇ 橋梁部門
- ◇ 機械設備部門
- ◇ 光ケーブル部門

[業務分野]

- ◇ 測量・設計部門
- ◇ 地質調査部門

(募集期間)

平成 26 年 1 月 17 日（金）～2 月 17 日（月）

※佐賀国道事務所のホームページに 1 月 17 日から掲載します。

(選定結果)

平成 26 年 3 月中旬に各会社宛連絡します。

(問い合わせ先)

国土交通省 九州地方整備局 佐賀国道事務所
〒849-0924 佐賀市新中町 5 番 10 号
TEL 0952-32-1151 (代表)

管理第一課長 成沢 潔 (なりさわ きよし)
管理第二課長 竹永 浩 (たけなが ひろし)
交通対策課長 栗原 和男 (くわはら かずお)

平成26年度 災害時協力業者を募集！！

～災害発生時の迅速な復旧を目指して～

佐賀国道事務所では、災害発生時における迅速な被災状況の把握や円滑かつ的確な災害対応を図るために、協力いただける業者の方を以下のとおり募集します。

1. 主な業務内容

(1) 災害時の応急復旧工事等（一般災害部門）

【対象】：佐賀国道管理区間における大雨や地震等による法面崩壊等の災害発生時の応急復旧措置等

【応募地域】：鳥栖、武雄、唐津の各維持出張所管内

(2) 災害時の応急復旧工事等（橋梁災害部門）

【対象】：河川の増水や地震、事故などによる橋梁、横断歩道橋の損傷等の調査や復旧措置等

【応募地域】：佐賀国道事務所管内

(3) 災害時の応急復旧工事等（光ケーブル災害部門）

【対象】：佐賀国道管理区間における大雨や地震等による光ケーブル切断等の災害の応急復旧措置等

【応募地域】：佐賀国道事務所管内

(4) 災害時の応急復旧工事等（機械設備災害部門）

【対象】：佐賀国道管理区間における道路排水設備等の異常時又は災害時の応急復旧措置等

【応募地域】：佐賀国道事務所管内

(5) 災害時の緊急的な業務（測量・設計部門）

【対象】：佐賀国道管理区間における災害時の緊急的な復旧工事のための測量・設計等

【応募地域】：佐賀国道事務所管内

(6) 災害時の緊急的な業務（地質調査等部門）

【対象】：佐賀国道管理区間における災害時の緊急的な復旧工事のための地質調査等

【応募地域】：佐賀国道事務所管内

2. 協定期間

協定期間は、平成26年4月1日～平成27年3月31日

3. 募集業者数

(1) 一般災害部門	<u>30社程度</u>	※各出張所（鳥栖、武雄、唐津）10社程度
(2) 橋梁災害部門	<u>2社程度</u>	※鋼橋、コンクリート橋、各1社程度
(3) 光ケーブル災害部門	<u>3社程度</u>	
(4) 機械設備災害部門	<u>2社程度</u>	
(5) 測量・設計部門	<u>3社</u>	
(6) 地質調査部門	<u>1社</u>	

4. 応募期間

平成26年1月17日（金）～平成26年2月17日（月）

5. 応募要領

別添資料のとおり

佐賀国道事務所ホームページに1月17日（金）から掲載します。

※アドレス：<http://www.qsr.mlit.go.jp/sakoku/>

【問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局 佐賀国道事務所

管理第一課長 成沢 潔（なりさわ きよし）

管理第二課長 竹永 浩（たけなが ひろし）

交通対策課長 栗原 和男（くりはら かずお）

住所：佐賀市新中町5番10号

電話：0952-32-1151（代表）

災害時協力業者募集要領

共通（募集要項）

1. 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
2. 九州地方整備局における、平成25・26年度の一般競争参加資格認定を受けていること。

なお、機械設備災害関係については、上記に加えて、国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」のうち、「建物管理等各種保守管理」、「その他」のいずれかで、平成25・26・27年度の九州・沖縄地域の競争参加資格認定を受けていること。
3. 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記2の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
4. 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

【工事分野】

一般災害関係の募集要項

1. 佐賀県内に建設業法に基づく本店又は支店等、営業所が所在し、国土交通省の有資格業者（維持修繕工事）に登録された社で、県内における本店又は支店等、営業所において一級土木施工管理技士を5名以上有する社。
2. 災害時に資材、機材を速やかに調達でき、出動可能人員は、6名以上とし、恒常に雇用している社。

* 「6名」の内訳は、一級土木施工管理技士、作業主任者（地山の掘削、土止め支保工作業主任者等）、作業員2名、建設機械等運転手1名及びダンプトラック運転手1名が帯同できる社。
3. 災害時に当所が管理する国道に概ね30分以内で到着できる社。

* 当所が管理する国道とは佐賀県内の国道3, 34, 35, 202, 203, 208, 497号。

* 「概ね30分以内で到着できる」とは、管理区間より約20km以内を想定している。
4. 必要協力業者数については、当所管内の鳥栖維持出張所、武雄維持出張所、唐津維持出張所に各10社程度を希望出張所毎に応募業者を別表-1に基づき選定します。なお、希望出張所が偏る場合は、会社所在地等を考慮の上、第2希望への管理区間へ近い応募業者を優先的に変更する場合があります。

5. 募集期間は、平成26年1月17日から平成26年2月17日までとし、**様式1～3、様式17及び18**を記入し、締切日までに当所宛直接持参するか郵送してください。

橋梁災害関係の募集要項

1. 佐賀県内に建設業法に基づく本店又は支店等、営業所が所在し、国土交通省の有資格業者（鋼橋上部工工事、PC工事）に登録された社で、県内における本店又は支店等、営業所において一級土木施工管理技士を5名以上有する社。
2. 災害時には、緊急的に現地を調査する必要があり、そのための資材、機材及び人員（1級土木施工管理技士を2名以上）を速やかに調達ができる社とし、必要協力業者数は、佐賀国道事務所管内で鋼橋、コンクリート橋各1社程度を予定。
3. 災害時に当所が管理する国道に概ね30分以内で到着できる社。
 - * 当所が管理する国道とは佐賀県内の国道3, 34, 35, 202, 203, 208, 497号。
 - * 「概ね30分以内で到着できる」とは、管理区間より約20km以内を想定している。
4. 募集期間は、平成26年1月17日から平成26年2月17日までとし、**様式1、様式4、様式17及び様式18**を記入し、締切日までに当所宛直接持参するか郵送してください。

光ケーブル災害関係の募集要項

1. 佐賀県内に建設業法に基づく本店又は支店等、営業所が所在し、国土交通省の有資格業者（通信設備工事及び維持修繕工事）に登録された社で、建設業法第7条第2号、又は第15条第2号に掲げる者を3名以上有する社。
2. 災害時には、緊急的に復旧する必要があり、そのための資材、機材及び人員を速やかに調達ができる社とし、必要協力業者数は、佐賀国道事務所管内で3社程度を予定。
3. 募集期間は、平成26年1月17日から平成26年2月17日までとし、**様式1、様式5、様式6、様式7、様式17及び様式18**を記入し、締切日までに当所宛直接持参するか郵送してください。

機械設備災害関係の募集要項

1. 佐賀県内に建設業法に基づく本店又は支店等、営業所が所在し、国土交通省の有資格業者（機械設備工事かつ役務の提供「建物管理等各種保守管理」）に登録された社で県内における本店又は支店等、営業所において、一級又は二級ポンプ施設管理技術者を3名（ただし、一級ポンプ施設管理技術者1名以上を有すること）以上有する社。
2. 平成11年度以降において、次の工種について、同種の新設工事、修繕工事、点検業

務のいずれかを元請けとして受注した実績があること。

1) 道路排水設備

3. 災害時等には、緊急的に復旧する必要があり、そのための資材、機材及び人員を速やかに調達ができる社とし、必要協力業者数は、佐賀国道事務所管内で2社程度を予定。

なお、緊急的に復旧する必要があるとは、排水能力アップもしくは、設備故障時の仮設ポンプの設置等を言う。

4. 災害時に当所が管理する国道に概ね30分以内で到着できる社。

* 当所が管理する国道とは佐賀県内の国道3, 34, 35, 202, 203, 208, 497号。

* 「概ね30分以内で到着できる」とは、管理区間より約20km以内を想定している。

5. 募集期間は、平成26年1月17日から平成26年2月17日までとし、**様式1、様式8、様式9、様式10、様式17及び様式18**を記入し、締切日までに当所宛直接持参するか郵送してください。

【業務分野】

測量・設計関係の募集要項

1. 佐賀国道事務所管内で3社を予定。応募業者を別表—2に基づき選定します。

2. 災害時等、緊急的な復旧工事のための測量・設計を速やかに遂行するための資機材及び人員を要する社とし、佐賀国道事務所管内に本店が所在する社。

3. 募集期間は、平成26年1月17日から平成26年2月17日までとし、**様式1、様式11、様式12、様式13、及び様式18**を記入し、締切日までに当所宛直接持参するか郵送してください。

地質調査関係の募集要項

1. 佐賀国道事務所管内で1社を予定。応募業者を別表—3に基づき選定します。

2. 災害時等、緊急的な復旧工事の設計等に資する地質調査を速やかに遂行するための資機材及び人員を要する社とし、佐賀国道事務所管内に本店が所在する社。

3. 募集期間は、平成26年1月17日から平成26年2月17日までとし、**様式1、様式14、様式15、様式16、及び様式18**を記入し、締切日までに当所宛直接持参するか郵送してください。

提出先 〒849-0924 佐賀市新中町5-10
佐賀国道事務所 管理第二課 田中宛

※ 全ての様式は佐賀国道事務所のホームページ「H26年度災害発生時の協力業者募集中」より取得してください。

- ※ 選定結果については、3月中旬までに結果をお知らせすると共に、4月初旬に協定の締結を行います。
- ※ 提出された申請書等は、選定の審査以外に使用しません。なお、提出された申請書等は返却しません。
- ※ 故意による虚偽の申請を行った場合は、協定を無効とする場合があります。

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 佐賀国道事務所

管理第一課 成沢 潔（なりさわ きよし）

管理第二課 竹永 浩（たけなが ひろし）

交通対策課 栗原 和男（くりはら かずお）

TEL) 0952-32-1151